

西興部村開村100周年記念村民発案企画応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西興部村開村100周年記念という節目において、村民等が自由な発想で立案し、多くの村民に楽しみや喜びを提供する企画に対し、補助金を交付することで、村内に新たな交流や活気を生み出し、地域全体の盛り上がりを促進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 西興部村に住所を有する個人
- (2) 西興部村に住所を有する者が代表者となる2人以上のグループ
- (3) 西興部村内で活動する団体等

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) イベント等(例：ユニークなお祭り、村民参加型のゲーム大会、野外映画祭 など)
- (2) 創作・体験活動(例：映像制作、自然を使った遊び企画 など)
- (3) 新しいチャレンジ(例：ギネス記録挑戦 など)

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、当該経費で国、道その他の機関等から補助金、負担金その他これらに類するもの(以下「補助金等」という。)の交付を受けた場合においては、当該経費から交付を受けた補助金等の金額に相当する額を控除した額を補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 人件費
- (2) 食料費
- (3) 備品購入費
- (4) その他村長が適切ではないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金額は、1事業につき100万円を上限とし、事業に必要な経費の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 村長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、内容を審査したうえで補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により、速やかに申請者に結果を通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第8条 村長は、補助金の交付決定後に補助事業の遂行上必要があると認められるときは、交付決定額の8割を上限に概算払いを行うことができる。

2 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(別記第6号様式)を村長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた事業内容等を変更しようとするときは、補助金額変更承認申請書（別記第7号様式）を提出し、村長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第8号様式）に必要な書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第11条 村長は、実績報告書の提出を受けたときにおいては、当該報告書を審査のうえ、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額の確定通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 村長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外の経費に充てたとき。
- (3) 不正の行為があったとき。
- (4) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 前項に該当したときは、村長は返還時期及び返還方法を定め、補助事業者に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。